

日中社会保障協定締結に向けた中国側との意見交換(結果概要)

平成23年6月

5月31日午前、中国・北京において開催した日中社会保障協定締結に向けた中国側との意見交換の概要は以下のとおり。(日本側から外務省、厚生労働省及び在中国日本大使館、中国側から人力資源・社会保障部国際合作司、同法規司、同社会保障事業管理センター、同養老保険司、同医療保険司、同労災保険司等が出席)。

なお、30日午後には在北京各国外交団を対象とした社会保障法の説明会が開催され、外国人も中国の社会保険に強制加入である旨、社会保険の手続、保険料、給付等については中国国民と同様に行われる旨、7月の施行までの間に外国人の社会保険法加入に関する関連規定を制定予定である旨等の説明が行われた。

1 社会保障法の施行に向けた準備状況の聴取

日本側から中国側に対し、改めて日中社会保障協定締結に対する日本側の関心を伝達し、同協定締結に向けた協議の場を設置することを提案するとともに、同協定締結には一定の時間を要すること等から、外国人への適用に関する十分な経過措置の導入につき要望した。

これに対して中国側から、日中社会保障協定締結に向けた協議の場の設置に関する日本側の提案について前向きに検討するとの応答があった。また、本年7月1日の社会保障法施行は確定であり、外国人も中国人と同様の社会保険制度が適用されるとの原則を述べつつも、日本側の懸念及び経過措置に関する要望は理解したので、上層部と相談したい旨の応答もあった。

なお、中国側から、外国人への社会保障法の適用に関する弁法(社会保障法関連法規)を現在起草中であり、今後、同弁法案についてパブリックコメントの手続を取り、外国人、外国企業等に対する説明会の開催も予定しており、7月1日の社会保障法施行までに同弁法を整備したいと考えている旨説明があった。

2 日本の社会保障制度の説明

日本側から中国側に対し、日本の社会保障制度について説明を行い、中国側から多くの質問が提示され、活発な質疑応答を行った。

3 今後の対応について

日本側から中国側に対し、次回協議は7月に東京で開催すること及び今後は少なくとも2か月に1回程度の頻度で協議を開催することを提案し、中国側から、関係部局に諮り検討した上で回答するとの応答があった。

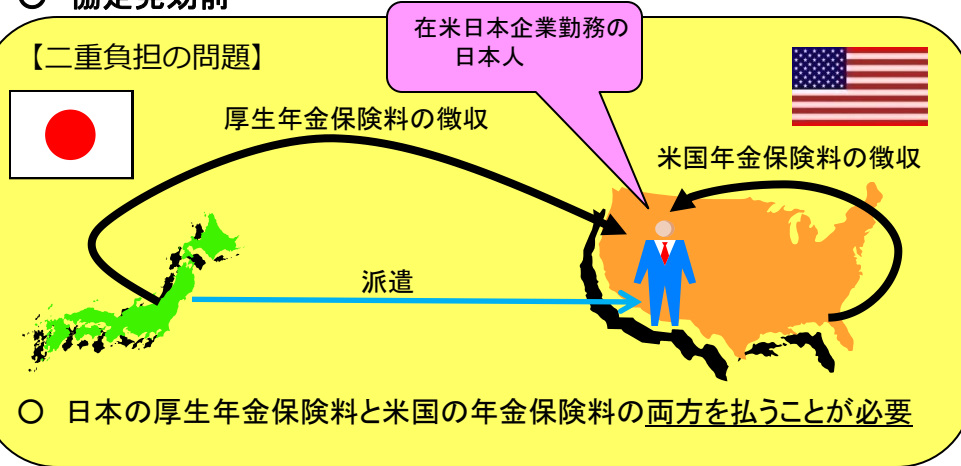
(了)

社会保障協定について

○ 社会保障協定のねらい → 国際的な人材交流の活発化に伴う年金等問題の解決

○ 協定発効前

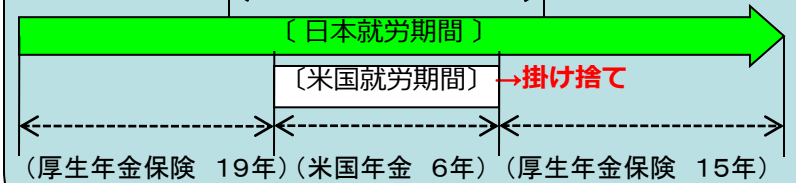
【二重負担の問題】



【保険料の掛け捨ての問題】

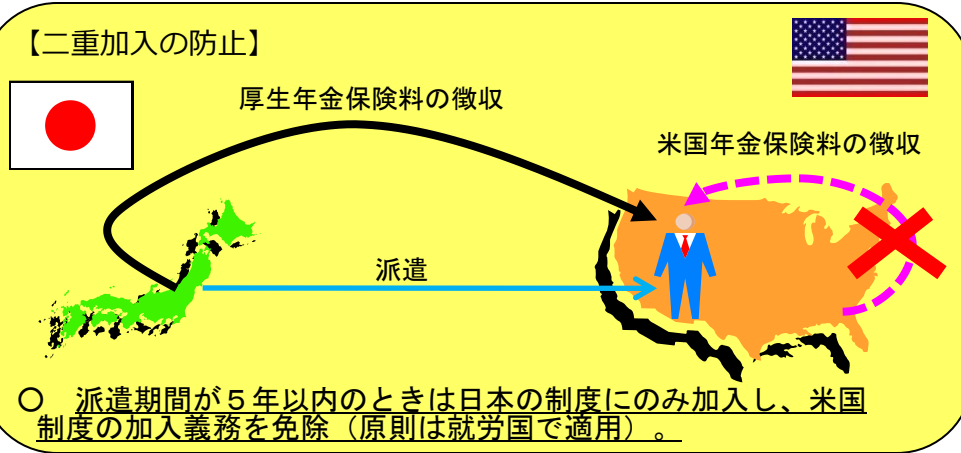
…米国年金の最低加入期間である10年を満たさず、米国年金は不支給。

(米国年金の最低加入期間: 10年)



○ 協定発効後

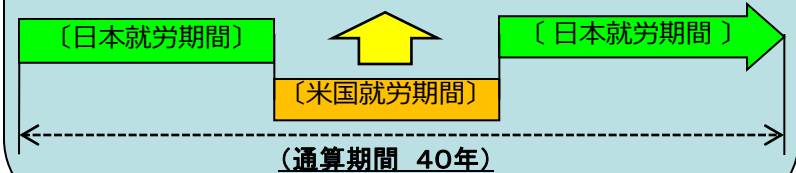
【二重加入の防止】



【両国の加入期間の通算】

…両国の期間を通算すると40年(34年+6年)となり、米国年金の最低加入期間を満たし、米国年金の受給が可能(ただし、支給額は6年分)。

米国年金を6年分支給

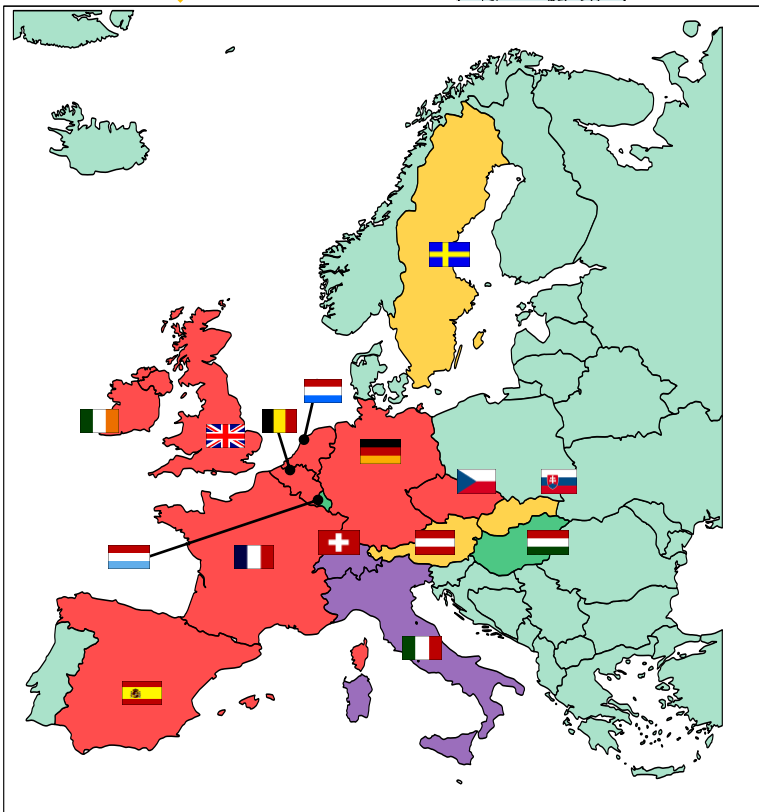
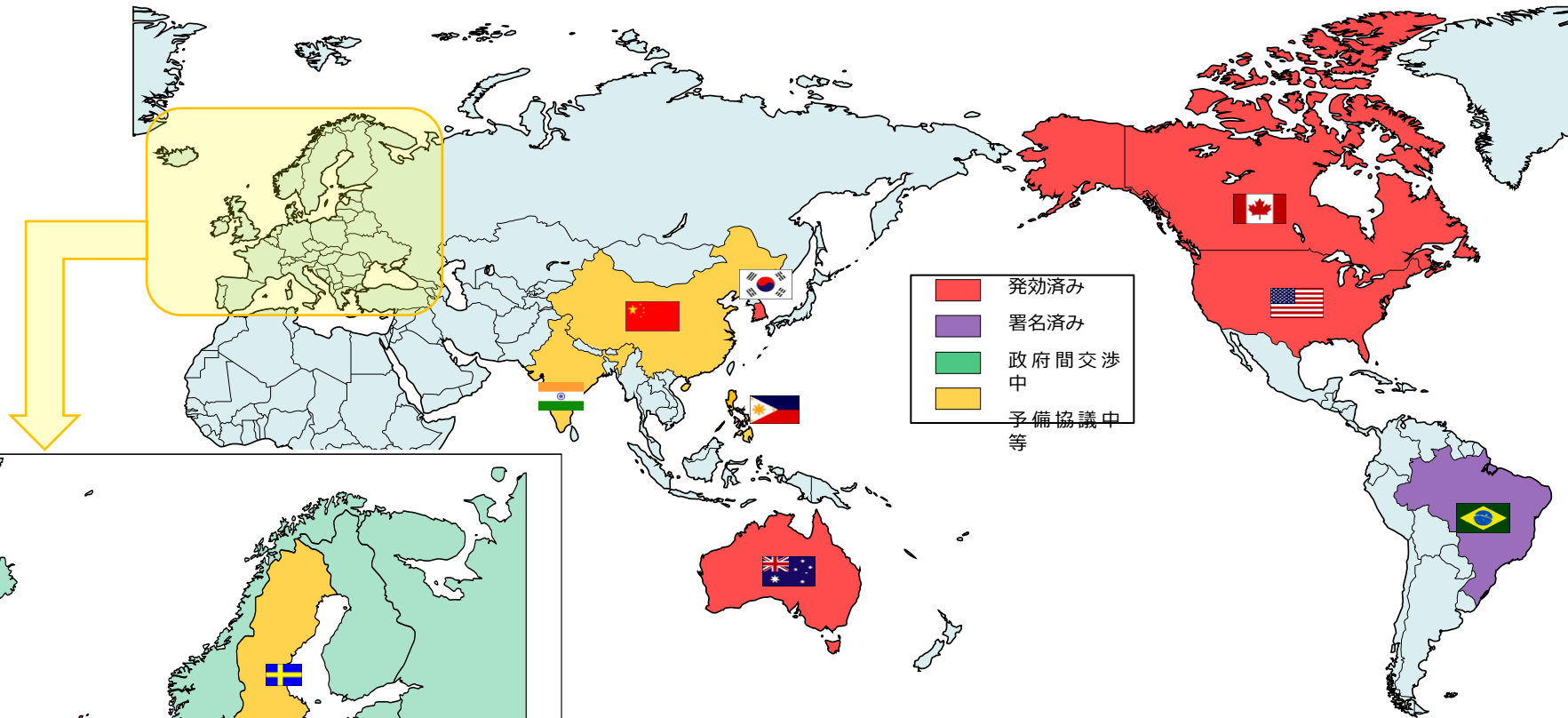


○ 日本が社会保障協定を締結(発効済み)している国(12カ国): ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド

※ 米→日への派遣の場合も同様。

社会保障協定の締結状況

2011年6月20日現在



(1) 発効済み 12カ国

ドイツ	平成12年 2月発効	ベルギー	平成19年 1月発効	オランダ	平成21年 3月発効
イギリス	平成13年 2月発効	フランス	平成19年 6月発効	チェコ	平成21年 6月発効
大韓民国	平成17年 4月発効	カナダ	平成20年 3月発効	スペイン	平成22年12月発効
アメリカ	平成17年10月発効	オーストラリア	平成21年 1月発効	アイルランド	平成22年12月発効

(2) 署名済み 3カ国

イタリア	平成21年 2月署名
ブラジル	平成22年 7月署名
スイス	平成22年10月署名

(3) 政府間交渉中 2カ国

ハンガリー	平成22年10月第3回政府間交渉実施
ルクセンブルク	平成23年 2月第2回政府間交渉実施

(4) 予備協議中等 6カ国

スウェーデン	平成22年 6月第3回当局間協議実施
オーストリア	平成23年 3月第2回当局間協議実施
スロバキア	平成22年 9月第1回当局間協議実施
フィリピン	平成23年 6月第2回作業部会実施
インド	平成23年 1月第1回作業部会実施
中国	平成23年 5月政府間意見交換会実施